

岩見沢市子ども計画策定支援委託業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣 旨

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期岩見沢市子ども・子育てプラン」(以下「現行計画」という。)に基づき、子ども・子育て支援の施策を計画的に推進しているところであるが、現行計画が令和6年度をもって終了するため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「岩見沢市子ども計画」(以下「次期計画」という。)を策定する。

なお、次期計画は、子ども基本法第10条に規定された「市町村子ども計画」に位置付け、現行計画に内包している「子ども・子育て支援事業計画」、「市町村行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止計画」のほか、「子ども・若者計画」を包含し、一体として策定する。

計画策定に当たり、子ども大綱及び北海道子ども計画を勘案したうえで、岩見沢市子ども計画の策定に向けた支援のほか、有識者等で構成する岩見沢市子ども・子育て会議の意見を反映する。

本事業の実施にあたっては、上位計画である岩見沢市総合計画等の他の計画との整合性などを重視するほか、次期計画策定のための基礎資料とするニーズ調査、量の見込み・確保策の検討、計画の素案等の作成など、当該分野に実績を有する優れた事業者に業務発注することが必要であるため、「公募型プロポーザル」により委託先を選定するものである。

2 委託業務について

(1) 委託業務名

岩見沢市子ども計画策定支援委託業務

(2) 業務範囲

岩見沢市全域

(3) 業務内容

岩見沢市の子ども・子育て支援に関する現状と課題の把握ならびに分析作業

- ① 第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画の評価ならびに現状分析
- ② 教育・保育、地域子育て支援事業の現状把握・課題抽出
- ③ 子どもの貧困対策や児童虐待防止など独自施策に関する現状と課題の把握
- ④ 人口の推移と将来人口予測

(4) 委託期間

委託契約日から令和7年3月31日まで

(5) 予算上限額(消費税を含む)

4,100,000円

3 募集方法

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和6年5月8日(水)～同年5月22日(水)
② 募集要項等に関する質問受付	令和6年5月8日(水)～同年5月15日(水)

③ 質問に関する回答公表	令和6年5月17日(金)
④ 参加表明書・企画提案書受付期間	令和6年5月8日(水)～同年5月22日(水)
⑤ 企画提案審査会の開催 (プレゼンテーションの実施)	令和6年5月27日(月)頃
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年5月29日(水)頃

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布場所 岩見沢市健康福祉部こども未来課こども・子育て応援係
- ② 配布期間 令和6年5月8日(水)から令和6年5月22日(水)まで
(土・日・祝を除く、9時から17時30分まで)

※ 募集要項及び応募書類(ひな型)は岩見沢市ホームページからダウンロードすることができます。

(3) 質問の受付

- ① 受付期間
令和6年5月8日(水)～同年5月15日(水) 17時30分まで
- ② 質問書の提出方法
企画提案を行うに当たって質問事項がある場合は、質問書をこども未来課こども・子育て応援係あてにファックス又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)を添付し提出してください。
※メールで提出の際は、件名を「岩見沢市こども計画策定委託業務に関する質問」と記載してください。

- ③ 回答の公開
令和6年5月17日(金)までに、岩見沢市ホームページ上で公開します。

(4) 参加表明書・企画提案書の提出について

参加表明書、企画提案書の記載に際しての留意事項は「Ⅱ. プロポーザル作成要領」のとおりとします。

- ①提出書類 ・参加表明書(様式1-1)、誓約書(様式1-2)、委任状(様式1-3)、企画提案書(様式2)、企画提案書、参考見積書(様式3)、プレゼンテーション出席報告書(様式4)
・法人税、消費税及び地方消費税、市税に滞納がないことの証明書(発行日から3カ月以内、写しでも可、国税の場合は納税証明書その3の3)
- ②提出部数 6部 (税に関する証明書は1部のみ)
- ③提出場所 下記【担当部局】に提出のこと
- ④提出期限 令和6年5月22日(水) 17時30分
- ⑤提出方法 提出場所に持参

(5) 留意事項

参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合は、無効となる場合があるので留意すること。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

- ③記載すべき事項のすべて又は一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 貸出資料 (※岩見沢市ホームページからも参照することができます。)
- ①第2期岩見沢市子ども・子育てプラン (令和2年3月) (A4判、冊子)
- ②第2期岩見沢市子ども・子育てプラン概要版 (令和2年3月) (A4判、観音開き)
- ③第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告書 (冊子)

参照先

(<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/soshiki/kodomoka/kosodate/2/1/4008.html>)

【担当部局】

〒068-0024

岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階

岩見沢市健康福祉部こども未来課こども・子育て応援係

電話 0126-35-5133

FAX 0126-25-5524

e-mail : iwajosei@city.iwamizawa.lg.jp

4 企画提案の選定

(1) 資格審査

企画提案書の提出後、応募者の参加資格要件について審査し、審査の結果、要件を満たさない応募者は失格とします。

① 参加資格

ア 北海道内に営業拠点を有し、緊急に協議が必要となった際に、即座に対応できること。

イ 令和5・6年度岩見沢市競争入札参加資格者名簿に登載の事業所であること。

ウ 応募者は、法人又はその他の団体 (以下「法人等」という。) とし、単独又は共同事業体で応募することができます。個人での応募は受け付けません。

エ 単独で応募した法人等は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることはできません。

オ 共同事業体で応募の場合、代表する法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は、原則認めません。

②欠格事項等

次に該当する法人等の代表者は、応募者となることができない。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ていない者

ウ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法 (昭和22年法律67号) 第92条の2 (議員の兼業禁止)、同法142条 (長の兼業禁止) (同条を準用する場合を含む。) 又は第180条

- の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
- オ 法人税、消費税、地方消費税及び岩見沢市の市税を滞納している者
- カ 参加者若しくは参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 32 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている事業者
- コ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がされている清算中の株式会社である事業者

（2）企画提案審査

① 企画提案審査会の開催

岩見沢市職員により構成される企画提案審査会を設置し、資格審査に合格した応募者の企画提案について、プレゼンテーション審査を実施し、委託事業者を選定します。

※プレゼンテーションの実施について

- ア 開催日 令和 6 年 5 月 27 日（月）頃
- イ 時間 応募者毎に時間を指定します。
- ウ 実施場所 であえーる岩見沢 4 階 会議室
- エ 持ち時間 説明 15 分＋質疑応答 10 分 計 25 分以内
- オ 出席者 3 人以内とする。尚、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。
- カ その他
 - （ア）スクリーン及びプロジェクターは本市で準備しますが、パソコン及びその他プレゼンテーション用機材は応募者で用意すること。
 - （イ）説明は事前に提出された企画提案書に沿って行うこと。資料の追加は認めることとする。

② 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、提案された企画の着眼点、執行体制などを総合的に判断します。

- ・事業者の適格性
 - 受託能力、実施体制等
- ・企画提案の目的適合性
 - 事業の目的に適合する内容となっているか、事業スケジュール等
- ・業務遂行手法の妥当性
 - 現状分析方法、現行計画の検証方法、市民ニーズ等の分析方法等
- ・岩見沢市こども計画への反映の方策について
 - 子ども・子育て支援につながる具体的かつ実現可能な提案等

（3）審査結果の通知及び公表

実施候補に選定された提案者については、令和 6 年 5 月 29 日（水）頃に市ホームページに掲載するとともに、応募者に対して速やかに審査結果を通知いたします。

(4) 留意事項

審査は次のような観点から行い、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

- ① 事業者の適格性
- ② 企画提案の目的適合性
- ③ 業務遂行手法の妥当性
- ④ 岩見沢市こども計画への反映の方策について

5 契約の締結、業務の執行

(1) 契約の締結

契約は、選定された委託事業者と本市の間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で締結します。この協議の結果、企画提案内容の一部を変更していただく場合があります。

(2) 業務の適正な執行に関する事項

① 関係法令の遵守について

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

② 業務の一括再委託の禁止について

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

なお、再委託を必要とする場合は、企画提案書に必要とする理由、範囲、再委託先及び予定金額を明記してください。

③ 個人情報の保護について

受託者が当業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合には、岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年岩見沢市条例第2号）、岩見沢市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年岩見沢市規則第6号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

④ 守秘義務について

受託者は、当業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。